

政治思想学会会報

JCSPT Newsletter

第 37 号
2013 年 12 月

目 次

[評論]

マイケル・ウォルツァーのピューリタニズム

大澤 麦…………… 1

[書評]

もう 1 つのリベラリズム研究へ誘う——Lucien Jaume, *Tocqueville: The Aristocratic Sources of Liberty*
を読む

高山裕二…………… 6

共和主義的なデモクラシーのモデル——Philip Pettit, *On the People's Terms: A Republican Theory and
Model of Democracy* を読む

井之口智亮…………… 7

「君主」と「愛国」——Cesare Cuttica, *Sir Robert Filmer (1588-1653) and the Patriotic Monarch:
Patriarchalism in Seventeenth-Century Political Thought* を読む

古田拓也…………… 8

[会務報告]

2013 年度第 2 回理事会議事録…………… 9

2014 年度政治思想学会研究大会プログラム (予定)…………… 11

訃報…………… 13

マイケル・ウォルツァーのピューリタニズム

大澤 麦（首都大学東京）

1990年代から始まったマイケル・ウォルツァーの政治論の訳書の刊行が、日本の出版界においていまだに間断なく続いている。彼の魅力はどこにあるのだろうか。彼の作品の多くが、リベラル＝コミュニタリアン論争、正義論、正戦論、市民社会論、寛容論等々、現代の政治哲学上の主要論点に触れる問題を、彼独特の切り口で鋭くえぐっているものであることは確かであろう。だが、私自身は四半世紀におよぶウォルツァーのファンの一ひとりであるものの、少なくとも彼が上記の論点において重要な貢献をなしているという理由では、彼の作品を読んでこなかった。私は現代思想・哲学の研究者ではないし、ロールズであれノージックであれサンデルであれ、（最後の寛容論を除き）こうした論点に特に愛着をもったこともない。私がウォルツァーに見出す魅力は、彼の思想家としての卓越したセンスである。思想家ウォルツァーの仕事の出発点は、彼の学位論文である『聖徒の革命』(*Revolution of the Saints*)であろう。同書のモチーフは名著『国王殺しと革命』(*Regicide and Revolution*)に受け継がれただけでなく、今日、ユダヤ教の政治思想史研究としての一連の作品群の中に精緻化されて継承されているように思う。だが、近年のウォルツァーの翻訳ブームにもかかわらず、これらの思想史上の作品が訳出される兆しは今のところない。例外は、1987年の『出エジプト記と解放の政治学』(*Exodus and Revolution*)であろうが、刊行の意図としてはかなり異なると思う。ひとりの思想家の仕事に対するこうした関心の偏りは、一体、何を意味するのであろうか。

私の記憶では、政治思想研究が哲学研究と思想史研究とに分化し始めたのが、ちょうどこの90年代初頭からであった。その頃しばしば耳に入ってきたのが、どこかの大学での「専門を二つ持て」

という大学院生への指導方針であった。つまり、古い時代を扱う思想史研究、古典研究のみでは研究職にありつけないから、現代理論も同時に扱える両刀使いになれというものである。実に安直な考え方だと思う。もし自分がそんなことを指導教授に強制されていたら、間違いなく潰れていたと思う。時あたかもQ・スキナーに代表される「ケンブリッジ・パラダイム」なる思想史研究の新しい方法論が学界を席捲していた頃であった。従来の思想史研究を5つの「神話学」の範疇区分に入れて批判し、極めて緻密な歴史的・思想史的コンテキストの設定とそこに表出されるテキストの意味の確定を求めるその方法は、当初は私自身計り知れない魅力を感じたし、時代の先端を走る気分にも浸らせてくれた。しかし、それは専門を異にする者同士の学術的対話の機会を減少させていった気がする。要するに、横にいる人の研究が細か過ぎて、口を出そうにも出せないのである。また同時に、‘antiquarian’などという批判が象徴するように、それは何のための思想史研究なのか、自分の行っている研究が今日の如何なる問題と結びついているのか、という研究それ自体のリアリティに関わる問題を提起した。そうした中で、思想史を離れ、現代理論に政治思想の意義を見出そうとする若手研究者が増えていったのも、極めて自然な成り行きであったように思う。

思想史研究を捨てる気はなく、そうかと言って「専門を二つ持つ」といった器用さを持ち合わせていない私は、思想史と現代理論、つまりは歴史と哲学との新しい噛み合わせ方を探る以外にはなかった。そうしたときに、真っ先に念頭に浮かんだのがウォルツァーの『聖徒の革命』であった。学部生時代のマックス・ヴェーバーの禁欲的プロテスタンティズム論への関心から、修士論文の研究テーマをピューリタン革命に決めた私は、

指導教授から、2冊の洋書を薦められた。ひとつがA・S・P・ウッドハウスの名編著『ピューリタニズムと自由』(*Puritanism and Liberty*)であり、もうひとつが『聖徒の革命』であった。今思い起こすと、実に有難い指導であった。両書に共通するのは、ピューリタニズムを神学や経済学ではなく政治学の視点から分析したものであること、そして英国人ではなく米国人による研究であることである。後者の点について言えば、同じピューリタニズムの文化的伝統を持ちながらも国教会制を残存させた英国とそこから「分離」した米国との違いを象徴するように、米国人の研究は大胆な構図を敷いた、気風のいいものが多い。もちろん趣味の問題にもかかわるが、堅実で緻密な英国人の研究はアカデミックではあるが取っ付きにくく、初学者にとって魅力的に映るのは一般に米国人のものである気がする。ナチス全体主義台頭を意識して出版されたウッドハウスの編著は、ピューリタニズムと近代的自由、そして民主主義との関係に焦点が合わせられていた。そして、『聖徒の革命』はヴェーバーの近代化論を継承しつつ、ピューリタニズムと近代自由主義との関係を強く意識した構成を取っている。だが、この点に余り眼を奪われ過ぎると気付きにくいのだが、実はこのピューリタニズムの研究書の中に、本稿の冒頭に記した今日のウォルツァーの政治論の主要論点の原型が極めて素朴な形ではあるものの、すべて現われていることは、非常に重要なことだと考えている。私にはウォルツァーその人の精神の遍歴(intellectual biography)への興味はなく、『聖徒の革命』とそれ以後の彼の諸々の作品との関連を時系列的に探究する気などはないが、彼の政治哲学上の文章を読みながら、彼の思想史研究との関係をあれこれ想像することは好きである。そこに、研究者として後半期に入った自分がこれから進んでいくべき道のヒントが隠されている気がする。

*

もとより、こうした私の個人的な関心とピュ

ーリタニズムの研究書としての『聖徒の革命』の価値とは、切り離して考えなければならない。『ピューリタニズムと自由』が、今日の最先端に行く英国の歴史家たちによるイングランド革命研究の中で言及されないことは稀である。私が以前、「パトニー討論」についての編訳書(『デモクラシーにおける討論の生誕』)を準備していたときに読んで眼から鱗が落ちた、画期的なA・ウールリッチのニュー・モデル軍研究(*Soldiers and Statesmen*)の中でも、ウッドハウスの書は絶賛されていた。それに対して、『聖徒の革命』は、今や歴史家たちから完全に無視されているというのが現状である。つまり、研究書としては役に立たないという評価である。この本のどこに問題があるのだろうか。先にも示唆したとおり、ウォルツァーが意図したのは『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』の政治学版、つまりピューリタニズムと自由主義との関係の究明であり、ヴェーバーの近代化テーゼを政治学の観点から補強することであったと言ってよい。だから、それはヴェーバーの近代化論への関心の下降と運命を共にすることは避けがたかった。それともうひとつ、イングランド革命をフランス革命やロシア革命に先行する近代の「革命」と捉え、ピューリタニズムとジャコバン主義とボルシェヴィズムの共通点を見つけることで本書の結論としている点が挙げられるであろう。これは思想史における「ケンブリッジ・パラダイム」と同様、G・R・エルトン以後の修正主義歴史学が最も嫌った、「大きな物語」による図式主義的歴史観であった。私が学部生の頃、「かつてはピューリタニズムを近代化のイデオロギーとみる誤った解釈があったが……云々」という枕詞から始まるピューリタニズムの概説書・研究文献をよく目にしたが、それがウォルツァーのことを指すと知ったのは、間もなくのことであった。だが、それから四半世紀経った現在の私が改めて『聖徒の革命』を読んでみても、ウォルツァーはピューリタニズムを決して紋切り型の歴史叙述パターンの中に押し込めてはいない。『聖徒の革命』が出版された1966年という年を考えてみれば、ヴェーバー・テーゼにせよ、

近代革命論にせよ（一世を風靡したC・ヒルの『イングランド革命』（*The English Revolution*）の存在が背景にあった）、若き研究者がこれらから超然とした態度を取ることも難しかったのかもしれない。しかし、この二つの枠組みを敢えて取り払って眺めたとき、そこに現われるウォルツァーのピューリタニズム分析は、何とも躍動感あふれる、魅力的な光彩を放ち始めるのである。

ヴェーバーにおいてピューリタニズムが資本主義の正当化原理でなかったように、ウォルツァーにとってもそれは自由主義のイデオロギーではなかった。家父長主義と身分制に立脚する旧体制が崩壊して「主人を失った人間たち」（*masterlessmen*）を自己統制の可能な新しい人間に変革し、没人格的な理念の支配する、新しい規律ある秩序形成に向かわせた思想がピューリタニズムであった。そのピューリタンの社会は内部に対してはプライベートも認めぬほど抑圧的であり、ロック的なリベラルな「市民」からなる自由主義の社会とは著しい対照をなしている。しかし、近代的な市民はルネサンスの世俗的な徳（*civic virtue*）をもった市民の系譜でなく、あくまでピューリタンから強烈な宗教的熱狂が抜け落ちたときに現われる市民でなくてはならなかった。近代世界の中心は、体系的な手続きを備えた官僚制機構でも、その中で献身的に職務を遂行する役人でも、あるいはすべてが日常化した生の形態でもなく、自由な人間による自発的な「契約」によって成り立つ人間の共同団体（*voluntary association*）に存する。ピューリタニズムの世界史的意義は、この原型となった「聖なる共同体」（*holy commonwealth or community*）の理念と実践を生み出したことにあるとされる。

ジュネーヴのJ・カルヴァンの宗教改革は、「新しい教会内デモクラシー」を生み出した。聖職者と俗人との間の身分差は解消され、後者は信者集団（会衆：*congregation*）によって選出される長老として、教会統治の運営に前者と共同で参加することが可能となった。このシステムを全体において支えたのが、旧約聖書の神とイスラエルとの契約に引照した契約共同体（聖なる共同体）ジュ

ネーヴの理念である。神の恩寵によって自由な意志を再生された個々の市民（俗人聖徒）は、契約によって自らの良心を共同体全体の公的な良心に委ねる。ここに良心の自由は、個人の自由と共同体の自由という二重の意味において主張されることになる。その後この理念は、フランスのユグノーと英国のピューリタンとに継承されることで、2つの政治理論に発展することになった。

フランスのカルヴィニズムの主たる担い手はユグノー貴族であった。ここに、原理的には全面対決するはずの新旧2つのイデオロギーが、奇妙な歴史的状況の下で融合を余儀なくされた結果、独特の立憲思想と抵抗権理論が誕生することになった。封建制の下での「地域共同体」の代表としての貴族は、「聖なる共同体」の代表としての「下位の為政者」に変質し、反キリストの専制君主への抵抗の主体と位置付けられる。これは、正しい権威、正しい理由、正しい手段に基づいた「正戦」（*just war*）であった。そして、その目的は専制君主によって歪められた国制を元の正常な状態に修復することであり、その目的が適った時点で「共同の良心」の権利たる抵抗の大義はなくなる。その意味で、「正戦」はあくまで防衛的なものに止まるのである。

これに対して、英国のピューリタンは遥かに急進的な方向に傾斜していった。彼らの起源は「流血のメアリ」時代に大陸への亡命を強いられ、ジュネーヴやラインラント諸都市でカルヴァン派やツヴィングリ派の信仰を学んできた「亡命者」たちであった。彼らが重視したのは牧師よりも預言者の職能であった。預言者は世俗の墮落と腐敗を厳しく糾弾し、地上で猛威をふるうサタンとの戦いを鼓舞する。ここに現われるのは聖徒による「聖戦」（*holy war; crusade*）の理念であり、それは抵抗に止まらない「革命」の論理を生み出す。ただし、預言者は地上の秩序に関心を持たず、革命後の「聖なる共同体」の具体的な構想を持ち合わせてはいない。しかも、「亡命者」たちの帰国した英国にはアングリカニズムの厚い伝統があり、大陸からの学びを容易に実践に移すことはできない。そうした中で、ピューリタンたちはジュネー

ヴ型の長老主義の教会体制の部分的な実践を目指す地下運動（クラシス運動）を展開するが、カンタベリー大主教バンククロフトの弾圧によって、それもあえなく挫折する。ピューリタニズムが社会改革理念、そして革命理論として展開するのは、ピューリタンの説教運動によって、国教会の教区がピューリタンの集会（congregation）と化し始める17世紀からであった。ウォルツァーによれば、この段階でピューリタニズムを吸収したのがジェントルマン、法律家、商人という新しい社会の担い手であり、ピューリタン革命は彼らによって遂行されたのであった。

面白いことに、『聖徒の革命』の歴史叙述はここで終わっており、「聖戦」の主力がピューリタニズムの強力な規律によって組織化されたニュー・モデル軍であることは言われるものの、肝心の革命過程の分析はほとんど行われていない。またこのことと並んで、分析の対象とされるピューリタンが専ら国教会内部にとどまった長老派と独立派（会衆派）に限定され、バプテスト派を中核とする分離派が完全に無視されていることも本書の際立った特徴となっている。現代のピューリタン革命研究者たちの関心から、本書が外れる大きな理由であろう。ただし、前者の問題については、チャールズ一世とルイー六世の国王裁判と処刑の問題が扱われる『国王殺しと革命』の中で、クライマックス部分だけが取り上げられている。ウォルツァーによれば、「国王殺し」の点では、歴史の中に類出する「暗殺」と異なり、裁判を経た「処刑」によって遂行された両王の事例は、それらが王位に就いている個人（person）ではなく王位という官職（office）それ自体、つまり王制という政体の解体を意味したという点で特筆すべきものであった。つまり、国王裁判は新しい共和制の政治原理による古い体制原理（神授権説と国王二体論）への裁きを意味したのである。そして、裁判でチャールズ一世に下された「大逆罪」（high treason）という判決は、ピューリタニズムの革命理論の適用にほかならない。反逆（treason）とは「裏切り」であり、それは同朋のみに適用される罪である。つまり、チャールズは「聖なる共

同体」の仲間を裏切った反キリストにして専制君主として、裁かれたのであった。それでは、後者の問題についてはどうか。これについてはさらに複雑な要素が介在しているように思う。

*

ウォルツァーは『義務に関する十一の試論』（*Obligations*）において、プロテスタント急進主義による「良心」という語の意味転換について論じている。彼によれば、良心は善悪について神と人間とが共有する知識を意味するが、教会がその正確な内容の取次ぎ役を果たすため、それは実際には公的な性格をもつ。しかるに、急進主義（つまり、分離派のセクト）は教会の仲介を否定することで良心を「神と個々の人間が共有する知識」として解釈する。ここから、内面に「神的なるもの」をもつ個々人が内省と決断をとおして行う行為、すなわち自らの判断に基づいた自己選択がきわめて重要な地位を獲得するようになった。これが自由主義的個人の源泉であり、ここに個人が選び取るあらゆるものへの権利が要求されることになるのだという。つまり、ウォルツァーは分離派の中に、「聖なる共同体」を破壊する無秩序を見ているのである。だが、自由な人間による自発的な「契約」によって成り立つ人間の共同団体（voluntary association）の存在は、彼の考える自由主義社会のメルクマールではなかったのか。信者相互の自発的な契約によって成り立つ集会（congregation）を「聖なる共同体」=教会と見る分離派は、ある意味、そういった「自発的共同団体」の典型を生み出したと言ってもよいものであった。先の議論からも分かるとおり、ピューリタンの「聖なる共同体」に個人（私的良心）と共同体（公的良心）との背反は本来的にありえない。なぜなら、自発的共同団体は、契約（同意）によるその設立以前に、すでに構成員たちによって共有された理解なしには成り立たない。換言すれば、設立以前に公的良心としての倫理規範の共有が構成員たちになれば、私的良心を契約によって全体にコミットさせることなどできないからである。しかし、ここか

ら強力な宗教意識が抜け落ち、ピューリタンが市民に変われば話は別である。公的良心をものともしない利己的な市民の私的良心は、あらゆる集団の絆を桎梏と感ずるのであろう。ウォルツァーが懸念するのは、集団の圧力によって抑圧される私的良心ではなく、あらゆる集団を破壊する利己心の猛威のほうである。これは後にウォルツァーが「コミュニタリアンのリベラリズム批判」という論考の中で扱った論点であるとともに、R・N・ベラーが『破られた契約』(*The Broken Covenant*)において、ピューリタンの末裔が形成したアメリカ社会の直面する試練として描いた問題と同一である。だから、ウォルツァーにおいても、ピューリタンの「聖なる共同体」は、あくまで英国の「古来の国制」と英国国教会の枠組みの中で作用すべきものであったのであろう。

ウォルツァーにとっての寛容な体制とは、諸国民(民族)がお互いの領域を侵すことなく平和裡に共存する状態である。これは、17世紀の英国で言えば、プロテスタント多元主義、すなわち複数の教会が相互に信仰の自由を侵すことなく共存する体制と言ってよいであろう。そして、それはまさにクロムウエルの護国卿体制の成文憲法たる『統治章典』の構想でもあった。ウォルツァーがこれに全く言及していないのは残念であるが、彼には自由主義の陥落するミーイズムの脅威とともに、キリスト教の「被覆法型普遍主義」(covering-law universalism)に基づく宣教師気質や帝国主義的傾向に対する強い警戒心があるのかもしれない。しかし正直言って、私には、このキリスト教の普遍主義が、諸民族の平和的共存を可能にすると主張されるユダヤ教的な「反復型普遍主義」(reiterative universalism)とどう違うのか、彼の説明を読んでもいまひとつよく分からない。私の考えるピューリタニズムとウォルツァーの考えるユダヤ教が、あるいは類似しているせいなのかとも思ってしまう。しかし、このあたりの真相は、彼のユダヤ教政治思想の分厚な著作をじっくりと検討してみなくては、もちろん分からないであろう。大学を定年退職した後にでも、ヘブライ語の基本を学びながら、ウォルツァーともう一度

じっくり向かい合ってみるのもいいかも知れない——『聖徒の革命』と出会った頃の、自分の研究生生活の原点を振り返りながら。

もう1つのリベラリズム研究へ誘う

Lucien Jaume, *Tocqueville: The Aristocratic Sources of Liberty* (Princeton: Princeton University Press, 2013) を読む

高山裕二 (明治大学)

ここ20年、英米圏とは異なるフランスに独自のリベラリズムの思想史研究の成果が国内外で発表されてきた。その代表的な研究者である著者リュシアン・ジョームは、前著 *L'Individu effacé: ou le paradoxe du libéralisme français* (1997) で、G・スタールやB・コンスタンを中心としたコペ・グループのように国家に対して自由な主体としての個人を重視する思想に代わって、ギゾーのように国家による自由を主張する立場が主流をなすようになるという近代フランスの自由主義思想史を描いた。それからほぼ10年で刊行された本書は(仏原著の刊行は2008年)、前著で呈示された思想地図を手がかりにトクヴィルの「知的伝記」を試みた力作である。党派対立の激しい時代に彼が「身を隠す」ようにして書いたとされる『アメリカのデモクラシー』の真のメッセージを、その背後で同時代の思想家などを行なわれる知的対話を明るみに出すことで解き明かしてゆく。

本書『トクヴィル 自由の貴族的源泉』は、序論と結論を除けば、5部で構成される。第I部では、トクヴィルのデモクラシーの理解をめぐって、F・ベシャルのような正統王朝派の分権思想^{レジティミスト}との類似や、サン＝シモン主義者の政府万能的な権威主義との相違を指摘する。第II部では、民主的社会で多数者とは異なる権威を構成する社会習慣へのトクヴィルの注目に、モンテスキューからボナルドやラムネのようなカトリック保守主義者をへてデュルケムに至るとされる「社会的」思考を看取る。ここに著者は、前著で描かれたフランス自由主義思想史の主流をなす「国家主義的」なそれとは異なる思想の源泉を見出そうとする。

第III部では、トクヴィルによる民主的社会で権威を求める人間の精神分析には、17世紀のジャンセニストが念頭にあることを、ニコルやドマとりわけパスカルのテキストを参照しながら実証す

る。こうしたモラリストのトクヴィルへの影響は、いまや研究者の共通理解で、それ自体目新しくないが、ジャンセニズムの同時代的イメージをサンクト＝ブーヴなどに探ることで、トクヴィルがそれを知的・文化的伝統として具体的にどう吸収したかを明らかにした点こそオリジナルで、本書の白眉をなすと言えよう。さらに第IV部では、ロマン主義文学を念頭にした民主的文学論をめぐって、トクヴィルの「パスカルの」実存、存在と外観に引き裂かれた人間の二重性の自己分析が、著書に投影される様が描かれる。最後に第V部では、権威の問題をめぐって、ギゾーやシャトーブリアンの影響とその異同が改めて検討される。

かくして本書は、トクヴィルにとって中心的問題である(と著者の言う)権威について、それを生み出す民主的な社会関係や思考方法を、同時代の多様な論点に照らして見事に抽出する。そして、自由を支える社会習慣の可能性も指摘する。ただ、トクヴィルが国家とは異なる次元の権威として重視した宗教について、それがいかに世論の同調、(著者の言う)集団主義と区別されるのかを含め、十分に考察されないのが惜まれる。

本書は、アカデミー・フランセーズの「ギゾー賞」を受賞、フランスで高く評価された。ただ、本国に比べると米国での評判は芳しくないようである。その理由は、本書がトクヴィル思想をフランス思想史の文脈に回収したため、彼のアメリカ経験の意味が軽視され、また民主主義の悲惨ばかりが目されるからだ。しかしトクヴィルがアメリカで瞠目したのは、民主主義の危険以上に、自由を保障する諸制度の偉大さだった。やはりここに光を当てなければ、貴族的リベラリズムに回収されないリベラル思想の実相には迫れないだろう。

今後、もう1つのリベラリズム研究は英米圏のそれとの比較を通してさらに充実されるだろう。

共和主義的なデモクラシーのモデル

Philip Pettit, *On the People's Terms: A Republican Theory and Model of Democracy* (Cambridge: Cambridge University Press, 2012) を読む

井之口 智 亮 (早稲田大学)

本書は、『共和主義』(1997年)以降のフィリップ・ペティットによる共和主義理論の全体像を示すものとなっており、「支配の不在 (non-domination)」という自由解釈に基づいて社会正義と政治的正統性という二つのテーマを扱う構成をとっている。だが、本書の論述の力点は、共和主義的な政治的正統性の諸要件、および、それらを充たすデモクラシーのモデルを提示することにある。

ペティットは、社会正義と政治的正統性の問題を概念上区別すべきであると主張する。正統性の問題を正義の問題に還元する主要な現代政治理論の趨勢に対して彼は、社会正義が一定程度実現されていたとしても政府が正統性を欠いているケースとして「慈悲深い専制」の可能性を指摘し、両者を区別して分析することの意義を説く。

その上で彼は、正統性の問題を、政府の強制的干渉が市民の自由の継続的保障と両立するか否かという問いとして定式化する。ここで鍵となるのは、消極的自由と支配の不在としての自由の差異である。消極的自由の観点からすれば、政府の干渉は必然的に市民の自由を縮減することになる。これに対して、支配の不在という自由解釈に拠るならば、政府の干渉は、市民によって民主的に統制されている限りにおいて支配の源泉とならず、むしろ市民の自由を可能にする条件として位置づけられる。

共和主義的なデモクラシーのモデルは、こうした政治的正統性の理解を受けて、政府に対する人民による統制 (popular control) のシステムとして描かれる。本書の議論の特色として注目すべきは、このモデルが人民による影響力と方向づけ (direction) という二つの側面ないしプロセスから成るものとして捉えられている点である。

人民による影響力という側面に関するペティットの議論は、通常の選挙過程に加えて多様な異議

申し立ての経路を確保することを主旨としている。これは彼のこれまでの提案を基本的に踏襲していると言えよう。

しかしながらこれに加えて、共和主義的なデモクラシーの成否は、人民による影響力の行使が適切に方向づけられているか否かにかかっているとペティットは説く。この方向づけのプロセスにおいて枢要な役割を果たすのが社会的規範である。彼が着目する社会的規範とは、すべての市民がレリヴァントなものとして是認する考慮事項として、公共的政策決定の背景を成すものである。これらの規範を遵守することにより、人民による影響力のプロセスは人民自身によって適切に方向づけられることになる。

選挙と異議申し立てを通じた人民の影響力行使という短期的プロセス、ならびに、影響力行使を規制する社会的規範の(再)生成・遵守という長期的プロセス。これら二つの側面から成り立つのが、人民による統制のシステムとしてのデモクラシーなのである。

最後に、人民による統制というアイデアについて一つの論点を提起しておきたい。人民の影響力には社会的規範を媒介として方向づけが与えられる。だが、これらの規範の遵守が必ずしも熟慮を経て意図的に行われる必要はないとペティットが考えている点に注意すべきである。市民による意図的ではない規範の遵守という可能性に着目することで、自身の議論は市民に対して認知、動機づけの負荷を軽減することになると彼は論じる。しかるにこのことは、規範が批判的吟味を経ることなく単なる惰性や大勢順応の結果として是認されるという危険性を残存させることになる。人民による統制というアイデアを評価する上で、こうしたディレンマにいかに対処していくのかは争点の一つであろう。

「君主」と「愛国」

Cesare Cuttica, *Sir Robert Filmer (1588-1653) and the Patriotic Monarch: Patriarchalism in Seventeenth-Century Political Thought* (Manchester: Manchester University Press, 2012) を読む

古田 拓也 (慶應義塾大学)

既に八十年以上前のことであるが、J. W. アレンは「フィルマーの著作の中で、『パトリアーカ』は最も内容に乏しく混乱しており、それゆえ(…)最も重要でない」と述べた。これほど明瞭な物言いはせぬまでも、フィルマーのモノグラフ (*Sir Robert Filmer and English Political Thought*) の著者ジェームズ・デイリーを含め、それ以後の研究者の多くは基本的にこの評価を受け入れてきたように思われる。

本研究書はこのような評価に対する最も説得力ある反論である。著者チェザレ・クッティカが注目するのは、フィルマーが『パトリアーカ』で批判的に言及した「愛国者 (patriots)」と「王党派 (royalists)」という区別である。クッティカは『パトリアーカ』を、この「愛国者」に向けられた「政治的家父長主義」の言語による反論であると解釈することで、この作品の意義と独自性を提示しようと試みる。

彼の言う「愛国者」とは、共和制ローマの政治理念を受け継ぎ、市民の徳や政治参加の重要性を説く人々のことである。カンタベリーのトマス・スコット (フィルマーの遠い親戚) に典型的に見られるように、彼らは「祖国 (*patria*)」とその人民の自由を守るため、法による君主の制限や、暴君に対する抵抗の義務を強調した。このような言説は、議会と君主の相互不信が高まったチャールズ一世期に勢いを増し、議会側の一つの有力なイデオロギーとして用いられるようになった。

これに対して、フィルマーをはじめとする「政治的家父長論者」にとって、君主と祖国は相互に不可分であった。「臣民を王党派と愛国者に割ってしまう近年作り出された区別は非常に不自然である。君主と人民の繋がりはとても深く、両者の安寧は互恵的なものだからである」とフィルマーは言う。祖国と君主が切り離せない以上、祖

国のために何かなそうとすれば、それは第一に君主への服従でなければならない。君主とは父であり王であったアダムの権利を受け継ぐ「祖国の父 (*pater patriae*)」なのだ。こう主張することで彼は「愛国者」を服従に向かわせようとしたのである。

フィルマーが内乱勃発後に出版した著作には、このような形の「政治的家父長主義」への訴えは見られなくなる (この意味で『パトリアーカ』は彼の著作の中で独自の地位を占める)。だがこれは「君主」と「愛国」を巡る論争がここで終わったという意味ではない。同種の議論は、1680年に『パトリアーカ』がフィルマーの死後出版された頃にも繰り返されていた。逆に言えば、この論争に寄与するために『パトリアーカ』は出版されたのである。『パトリアーカ』の受容史を丹念に叙述することで、クッティカは名誉革命期までのフィルマーの影響力を (先に名を挙げたデイリーを批判し) 再確認する。

以上簡単に内容をまとめてきたが、本書は間違いなく優れたフィルマーの研究書である。だがそれに加えてより一般的な含意も引き出しうる。第一に、古代ローマというヨーロッパに共通の文化的資源から、いわゆる「共和主義」だけではなく、フィルマーのように「祖国の父」というシンボルを用いて、反共和主義を引き出すことも十分可能であったという点である。これは、古代ローマ=共和主義という図式が単純に過ぎることを改めて示している。第二に、フィルマーの「家父長主義」は、当時の社会常識の無意識的反映ではなく、特定の論敵に向けられた自覚的な政治的言説であったという点である。つまり家族を国家に投影したという単純な解釈がそのまま成り立つ余地はない。フィルマーですらそうだとすれば、今後様々な領域で「心性 (*mentalité*)」と「レトリック」のラインの引き直しが必要となるだろう。

2014 年度政治思想学会研究大会プログラム（予定）

日程：2014年5月24日（土）・25日（日）

会場：関西大学 千里山キャンパス

統一テーマ：国家と圏域の政治思想

◆5月24日（土）

10：30～13：10 シンポジウムⅠ「国家・主権・規範理論」

司会 上野成利（神戸大学）

報告 毛利透（京都大学）「憲法的前提としての国家と憲法による国家統合」

王前（東京大学）「カール・シュミットと中国——その国家・主権論を中心に」

山岡龍一（放送大学）「主権・正義・政治——近代国家概念の再検討」

討論 川崎 修（立教大学）

13：30～14：30 休憩／理事会

14：50～17：30 シンポジウムⅡ「圏域の政治思想」

司会 小田川大典（岡山大学）

報告 西平等（関西大学）「秩序の闕（しきい）——非地政学的思考としてのカール・シュミット圏域理論」

石井知章（明治大学）「東亜協同体論におけるマルクス主義の思想的位置」

山下範久（立命館大学）「国際関係論と領域主義」

討論 遠藤 乾（北海道大学）

17：40～18：10 総会

18：30～20：30 懇親会

◆5月25日（日）

9：30～12：10 自由論題

分科会A

司会 野口雅弘（立命館大学）

報告 熊谷英人（東京大学大学院）「18・19世紀転換期におけるローマ王政期解釈の政治学」

内藤葉子（関西大学・京都女子大学）「マックス・ヴェーバーにおける近代的主体の形成とその特質——心情倫理を中心に」

大井赤亥（東京大学大学院）「H・ラスキの見た1930年代アメリカのニューディール——「マルクス主義者」によるリーダーシップ論」

千野貴裕 (University College London) 「グラムシの宗教論——クローチェの宗教批判への応答とカトリック教会の分析を中心に」

分科会B

司会 飯田文雄 (神戸大学)

報告 梅川佳子 (名古屋大学大学院) 「Charles Taylor 政治哲学の形成 (1956-1970) ——subjectivityの政治学」

岸見太一 (早稲田大学大学院) 「生まれ・自由・制度——政治共同体の入国管理権限の批判的検討」

木山幸補 (東京大学大学院) 「グローバル世界における人権の導出——自然法アプローチの可能性」

分科会C

司会 松田宏一郎 (立教大学)

報告 島田英明 (東京大学大学院) 「頼山陽の史論」

望月詩史 (同志社大学) 「石橋湛山の「小日本主義」の再検討」

崔先鎬 (法政大学・立教大学) 「戦後信託統治期と第一共和国期の韓国における教育政策」

12:30 ~ 13:30 休憩／理事会

13:50 ~ 14:10 総会

14:20 ~ 17:00 公募パネル「主権国家体制のゆらぎと政治教育・市民教育の課題」

司会 荻部直 (東京大学)

報告 小玉重夫 (東京大学) 「日本における政治教育・市民教育の現状と課題」

蓮見二郎 (九州大学) 「イングランドにおける政治教育・市民教育の現状と課題」

討論 齋藤純一 (早稲田大学)

宇野重規 (東京大学)

訃報

下記の会員が逝去されました。謹んで哀悼の意を表します。

鈴木宜則氏 2013年7月10日逝去
鹿児島大学名誉教授
ヨーロッパ政治思想、憲法学
1945年生

2013年12月20日発行 発行人 関口正司 編集人 堤林 剣

政治思想学会事務局 〒812-8581 福岡市東区箱崎6-19-1 九州大学大学院法学研究院 木村俊道研究室気付

Fax : 092-642-4162 (共用) E-mail : admin-jcspt@law.kyushu-u.ac.jp

会員業務 (退会・会費納入・名簿記載事項変更・会報発送・学会誌発送)

(株) アドスリー 〒164-0003 東京都中野区東中野 4-27-37

Tel : 03-5925-2840 Fax : 03-5925-2913

学会ホームページ : <http://www.jcspt.jp/>